

☆「個人番号・法人番号」が必要なお取引について

お客様からマイナンバーの 提示が必要な主な取引

法令により個人・法人を問わず、 マイナンバーの提示が必要です。

「個人番号カード」もしくは「番号通知カードおよび
免許証などの本人確認資料」をご準備ください。

個人のお客様

- マル優など
- 投資信託・公共債など証券取引全般
- 財形貯蓄(年金・住宅)
- 外国送金(支払い・受け取り)など
- 信託取引(金銭信託など)



マイナンバーとは

国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、**社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)**です。

マイナンバーは2015年10月から、お住まいの市区町村から簡易書留で発送される通知カードにより通知されます。当金庫でもお客様へマイナンバーの提示をご依頼することがございますので、通知カードが届きましたら大事に保管してください。当金庫がお客様にマイナンバーの提示を求める目的は下記「当金庫が収集するマイナンバーの利用目的について」をご確認ください。



当金庫が収集するマイナンバーの利用目的について

- 1 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- 2 出資配当金の支払いに関する法定書類作成・提供事務のため
- 3 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- 4 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- 5 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため

マイナンバーの
収集にご協力
をお願いいたします!

